

# スタートアップへの出資に対して税制上の優遇措置があります！

## ～エンジェル税制とは～

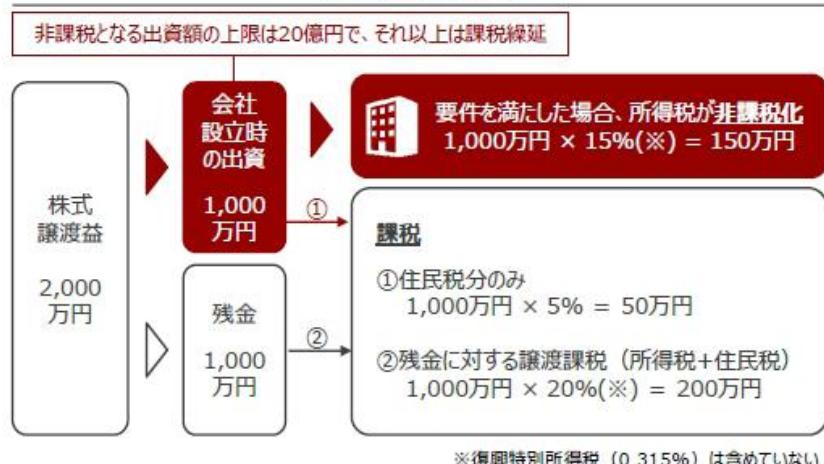
スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。

令和5年度の改正により、従来の要件に加え **1. 自己資金による起業や、2. 一定の要件を満たす設立間もないスタートアップへの投資について非課税措置の対象**としています。

### 1. 起業特例（自ら保有する株式を売却して起業する場合の措置）

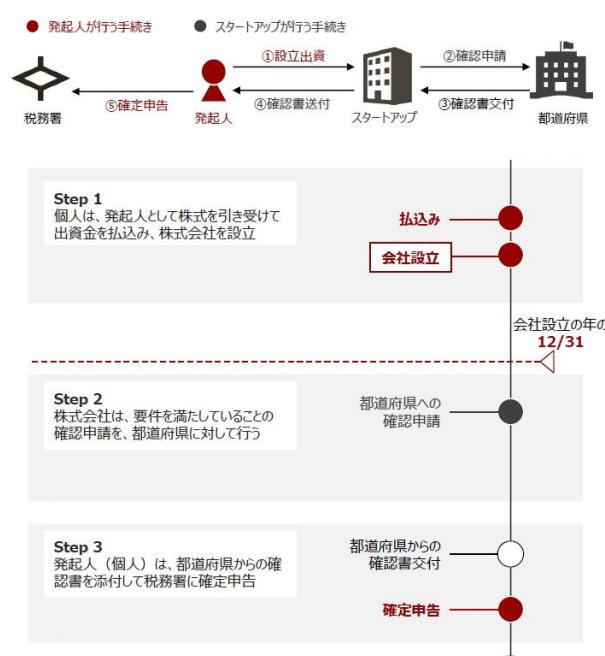
自身の株式を売却して起業する場合、その設立時の出資額に相当する額について、**20億円を上限として設立年の株式譲渡益に課税しない**制度が創設されました。

#### 起業特例適用の例



○起業特例の適用を受けることができるるのは、**スタートアップの発起人**のみです。  
※起業家要件の詳細は、申請ガイドラインをご覧ください。

#### ＜申請手続き＞



○会社設立の年の12月31日以降、出資を受けたスタートアップから都道府県に対し、**起業特例の要件を満たしていることの確認申請**をする必要があります。

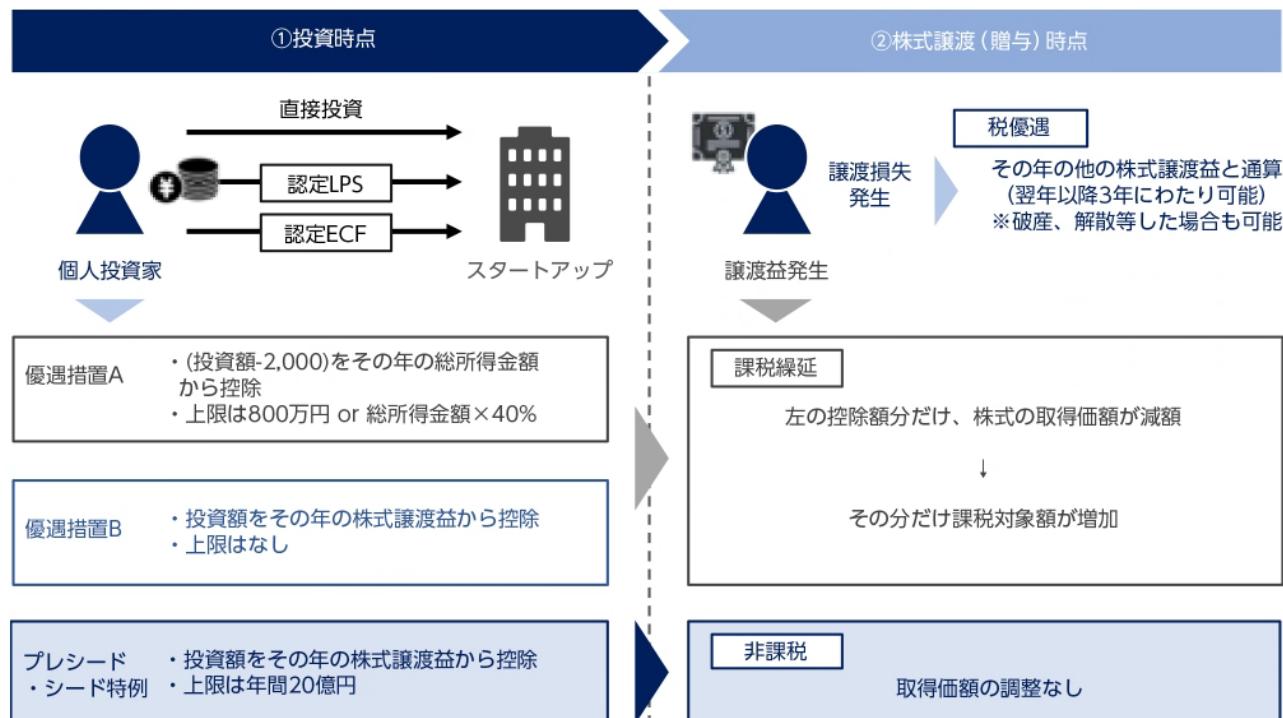
○スタートアップは、設立の年の12月31日時点で、以下の要件を満たす必要があります。

- I 設立1年未満の中小企業者であること
- II 設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと
- III 特定の株主グループ以外からの投資を1/100以上取り入れている会社であること
- IV 大規模法人グループの所有に属さないこと
- V 未登録・未上場の株式会社であること
- VI 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- VII 新設合併又は新設分割により設立された会社でないこと、及び他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていること

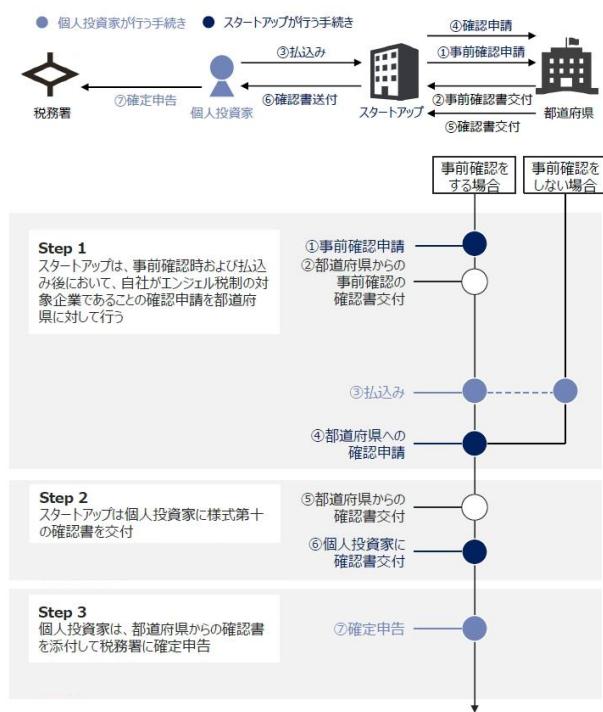
(裏面へ続く)

## 2. エンジェル投資に関する措置

スタートアップに対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることが出来ます。



### ＜申請手続き（直接投資の場合）＞



- 出資した個人投資家の確定申告の日までに、  
出資を受けたスタートアップから**都道府県**  
**に対し、自社がエンジェル税制の対象企業**  
**であることの確認申請**をする必要がありま  
す。

○対象となる個人投資家とスタートアップには、それぞれ要件があります。詳細は、経済産業省のホームページでご確認ください。



【制度全般に関する問い合わせ先】 経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室

メール : [bzl-angel-tax@meti.go.jp](mailto:bzl-angel-tax@meti.go.jp)

電話：03-3501-1569(直通)

### 【申請に関する相談・受付先】

長野県 産業労働部 経営・創業支援課

住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

メール : keieishien@pref.nagano.lg.jp

電話：026-235-7194(直通)